

第 2 章 工事費の積算

1)	直接工事費-----	7
2)	間接工事費-----	10
3)	現場発生品及び支給品運搬-----	40

1) 直接工事費

1. 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 価格

価格は、原則として、予定価格算出時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。

なお、設計単価は、統一基本単価、実施設計単価、物価資料（「月刊建設物価（Web建設物価）」、「土木コスト情報」、「月刊積算資料」、「土木施工単価」をいう。）単価、見積単価、または特別調査単価（臨時調査）をもとに、原則として下記により決定するものとする。

① 統一基本単価による場合

統一基本単価は、技術管理課等において決定し、土木積算システムへの登録等により、統一的に利用する単価である。統一基本単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。

② 実施設計単価による場合

①によりがたい場合は、実施設計単価表に記載されている価格を積算に用いる単価とする。

③ 物価資料単価による場合

(イ) ①及び②によりがたい場合は、原則として物価資料に掲載されている価格の平均単価を採用する。

その場合、単価の有効桁の大きい方の桁を採用額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、採用額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないもの、及び掲載条件が著しく異なる場合は、一方の物価資料の価格を採用する。なお、適用時期は毎月とする。

(ロ) 公表価格は割引を行うものとする。

(a) 公表価格に掛率表があるものについては、掛率を採用し、単位は物価資料表示単位とする。

なお、表示単位以下は切り捨てるものとする。

(b) 掛率表示のないものについては、実施設計単価表・物価資料の類似品単価等を参考として査定し決定するものとする。

④ 見積単価による場合

①、②及び③によりがたい場合は、見積りにより単価を決定するものとする。

⑤ 特別調査単価（臨時調査）による場合

①、②、③及び④によりがたい場合は、単価の決定は特別調査（臨時調査）を行い単価を決定するものとする。

⑥ 価格の変動が著しい場合

主要資材単価の変動が著しい場合は「物価資料等の速報」価格を採用することができる。

2. 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は(1)、(2)及び(3)によるものとする。

(1) 所要人数

所要人数は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

(2) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(3) 夜間工事の労務単価

次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

1) 通常勤務すべき時間帯 (8h~17h) を超えて、作業を計画する場合は以下とする。

- (イ) 深夜時間 (22h~5h) については、深夜時間外割増し (基準額×割増対象賃金比×1.50) とする。
- (ロ) 上記 (イ) 以外の通常勤務すべき時間帯 (8h~17h) を超えた時間帯は、時間外割増し (基準額×割増対象賃金比×1.25) とする。

なお、休憩は超過勤務 4 時間を超えるごとに 30 分の休憩を与えるものとする。

2) 2 交替, 3 交替を計画する場合、所定労働時間 (実働時間 8h+休息时间 1h) 内は、基準額とする。その内、深夜部分 (22h~5h) にかかる時間帯は、深夜割増し (基準額×割増対象賃金比×0.25) を加算するものとする。

ただし、2 交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し (基準額×割増対象賃金比×1.25) 、及び深夜時間外割増し (基準額×割増対象賃金比×1.50) を加算する。〔例-1〕, 〔例-2〕

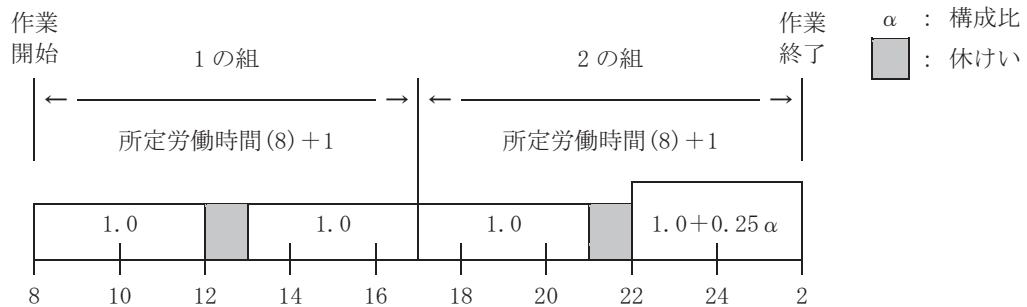
3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯 (8h~17h) をはずして作業を計画する場合は、次による。〔例-3〕

(イ) 所定労働時間内で 17h~20h 及び、6h~8h にかかる時間帯は、基準額とする。

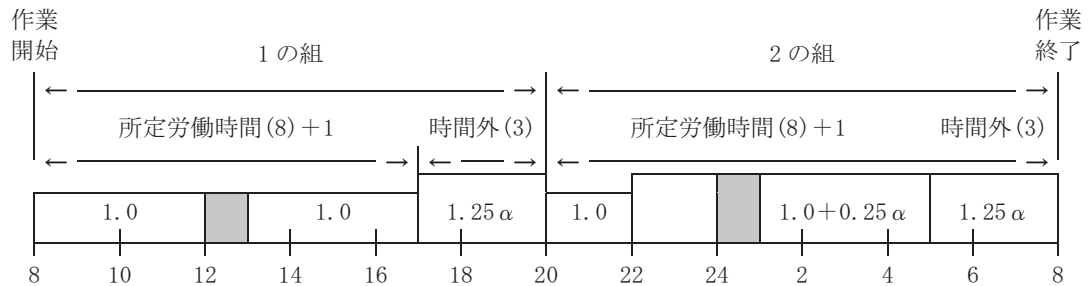
(ロ) 所定労働時間内で 20h~6h にかかる時間帯は基準額に 1.5 を乗ずる。

ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の 1) 項による。

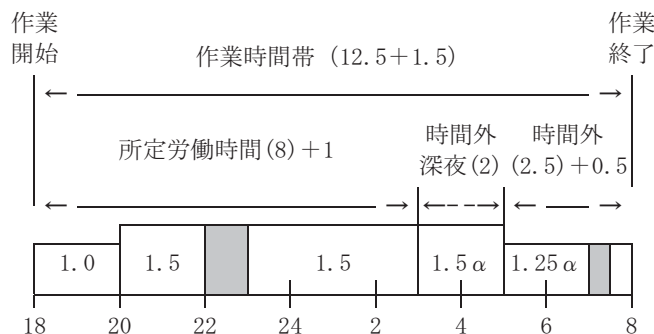
〔例-1〕



〔例-2〕



〔例-3〕



3. 直接経費

直接経費は、工事を施工するに直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。

(1) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。

(2) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、工事を施工するに必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。

(3) 機械経費

機械経費は、工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。

4. 諸雑費及び端数処理

(1) 諸雑費

1) 諸雑費の定義

当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

2) 単価表

(イ) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単位数当りの単価表の合計金額が、有効数字 4 桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

(ロ) 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合）

単位数当りの単価表の合計金額が、有効数字 4 桁になるように原則として端数を計上する。

(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

3) 内訳表

諸雑費は計上しない。

(2) 端数整理

1) 単価表及び内訳書の各構成要素の $\text{数量} \times \text{単価} = \text{金額}$ は 1 円までとし、1 円未満は切り捨てる。

2) 共通仮設費の率計上の金額は 1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。

3) 現場管理費の金額は、1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。

4) 工事価格は 1,000 円単位とする。

5. 注意事項

(1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について

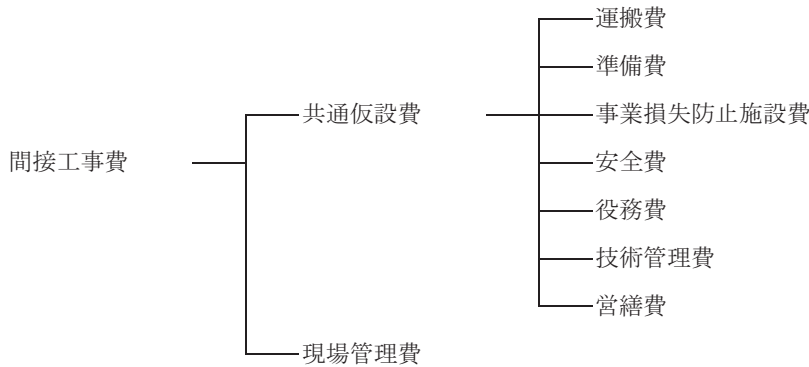
諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。

計上にあたっては、所定の諸雑費率の限度いっぱいとし、当該金額を超えない範囲で端数調整を行うものである。

2) 間接工事費

1. 総則

この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



2. 共通仮設費

(1) 工種区分

共通仮設費は、表-1 に掲げる区分ごとに算定するものとする。

- 1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。
- 2) 2 種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、「主たる工種」とは、当該対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。
- 3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(2) 算定方法

共通仮設費の算定は、別表第 1 の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。

1) 率計算による部分

下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額 (P) = 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費

(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

- a. 簡易組立式橋梁、PC 桁、グレーチング床版、門扉、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費
- b. 上記 a を支給する場合の支給品費
- c. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価
- d. 大型標識柱〔オーバーハング柱（F 型、T 型、逆 L 型）オーバーヘッド柱〕の材料費（製作費を含む。）

(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費 + 事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。

また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

(ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。

$$\left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械等評価額} \\ \text{(貸付にかかる損料額)} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械と同機種同型} \\ \text{式の機械等損料額} \\ \text{(業者持込の損料)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \\ \text{(無償貸付機械等損料額)} \end{array} \right]$$

(二) 鋼橋桁等の輸送に係る間接費(対象額に対する率計算の場合)の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

形態 \ 工種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製作+輸送+架設等	○	○	○
製作+輸送	×	○	○
輸送+架設等	○	○	○
輸送	×	○	○
架設等	○	○	○

○対象とする×対象としない

(注) 購入桁については、製作を購入と読み替える。

2) 積上げ計算による部分

現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

3) 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に明示し、極力指定仮設とするものとする。

4) 適用除外

この算定基準によることが困難又は不相当であると認められるものについては、適用除外とすることが出来る。

5) 間接工事費等の項目別対象表

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
項目 \ 対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費 =純工事費	純工事費+現場管理費 =工事原価
桁等購入費	×	○	○
処分費等	処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、3-(6)参照)		
支給品費等	桁等購入費	×	×
	一般材料費	○	×
	別途製作の製作費	×	×
	電力	○	×
無償貸付機械評価額	○	○	×
鋼橋門扉等工場原価	×	×	○
現場発生品	×	×	×
ダム工事	支給電力料(基本料金含む)	×	×
	無償貸付機械評価額	○	×

○は対象とする×は対象としない

(注)

(イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費である。

(ロ) 桁等購入費とは、PC 桁、簡易組立式橋梁、グレーチング床版、門扉、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。

(ハ) 無償貸付機械評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械損料額から当該機械の設計に計上された額を控除した額をいう。

(ニ) 別途製作する標識柱(F型柱、WF型柱、オーバーヘッド式)の場合の扱いは、鋼橋、門扉等工事原価の取扱いに準ずるものとする。(t 当り製作単価として取扱う場合)

(ホ) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。

(ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費と同じ扱いとする。

表-1 工種区分

工種区分	工種内容	
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	
河川・道路構造物工事	河川における構造物及び道路における構造物にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門（管）工、水（閘）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、ロックシェッド（RC 構造）、スノーシェッド（RC 構造）、防音（吸音・遮音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC 橋（工場製作桁の場合）等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門（管）工、水（閘）門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁（鋼橋は除く）の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮継手（新設）、床版打替工、杓座拡幅工、落橋防止工（RC 構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート、石材等）、旧橋撤去工（鋼橋コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） 4. 1・2 及び 3 に類する工事 ただし、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く	
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事	
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設、塗装及び修繕に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、橋梁補修工（鋼板接着・増桁）、スノーシェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、落橋防止工（RC 構造以外）、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等） 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事	
PC 橋工事	工事現場における PC 桁の製作（工場製作桁は除く）、架設及び製作架設に関する工事	
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く	
共同溝等工事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	

工種区分	工種内容	
道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1. 伸縮継手補修工，道路附属物塗替工，防雪柵設置撤去工※1，トンネル漏水防止工，トンネル内装工（供用トンネル），路面切削工，高欄取替工，路面工，法面工等の維持・補修※2 に関する工事 2. 道路標識※1，道路情報施設，電気通信設備，防護柵※1，樹木等及び区画線等の設置 3. 除草，除雪，清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 4. 1，2 及び 3 に類する工事 ※1：局部的新設，復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用	
河川維持工事	河川維持工事（河川高潮対策区間の工事を含む）にあつて、次に掲げる工事 1. 堤防天端・法面等の補修工事 2. 標識，境界杭，防護柵及び駒止め等の設置 3. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 4. 河川の伐開，除草，清掃，芝養生，水面清掃等の作業 5. 1，2，3 及び 4 に類する工事	
下水道工事	(1)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事，処理工事及びこれらに類する工事
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工，園路広場工，植樹工，除草工，芝付工，花壇工，日陰棚工，ベンチ工，池工，遊戯施設工，運動施設工，標識工及びこれらに類する工事	
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事（耐火防護も含む）	

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

- 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第 1 (第 1 表～第 4 表) の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、「1)大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」又は、「2)施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。

1) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第 1 (第 1 表, 第 2 表) の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分の場合以外には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市	鋼橋架設工事	1.5
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

(注) 施工地域区分は以下のとおりとする。

大都市：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京(23 区)、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID 地区)及びこれに準ずる地区をいう。

DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km² 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

ロ) 施工地域区分が 2 つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が 2 つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した共通仮設費率の補正を行うものとする。

ハ) 共通仮設費 (率分) の計算

共通仮設費 (率分) = 対象額 (P) × 共通仮設費率 (Kr) × 大都市を考慮した補正係数
ただし、共通仮設費率は別表第 1 (第 1 表, 第 2 表) による。

2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第 1 (第 1 表～第 4 表) の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正値 (%)
市街地		2.0
山間僻地及び離島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

(注 1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

- 市街地 : 施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。
DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人 /km² 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。
- 山間僻地及び離島 : 施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区をいう。
- 地方部 : 施工地区が上記以外の地区をいう。

(注 2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

- 一般交通等の影響を受ける場合 : 1. 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
2. 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
3. 施工場所において、50m 以内に人家等が連なっている場合

(注 3) 施工地域区分が 2 つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が 2 つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

また、平成 27 年 4 月 1 日以降は、次の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は別表第 1 (第 1 表～第 4 表) の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.3
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

ロ) 共通仮設費 (率分) の計算

共通仮設費 (率分) = 対象額 (P) × (共通仮設費率 (Kr) + 施工地域・工事場所を考慮した補正値)

共通仮設費 (率分) = 対象額 (P) × (共通仮設費率 (Kr) × 施工地域・工事場所を考慮した補正係数)

ただし、共通仮設費率は別表第 1 の第 1 表～第 4 表による。

3) その他

設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

別表第 1 共通仮設費率

第 1 表

適用区分 工種区分	対象額	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	600 万円以下	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
	下記の率とする	A	b	
河川工事	12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事	26.94	6,907.7	-0.3554	4.37
海岸工事	13.08	407.9	-0.2204	4.24
道路改良工事	12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事	26.10	633.0	-0.2043	9.18
PC 橋工事	27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事	17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事	15.19	624.5	-0.2381	4.49
公園工事	10.80	48.0	-0.0956	6.62
電線共同溝工事	9.96	40.0	-0.0891	6.31
情報ボックス工事	18.93	494.9	-0.2091	6.50

第 2 表

適用区分 工種区分	対象額	200 万円以下	200 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		28.49	34,596.3	-0.4895	4.20
河川維持工事		9.05	26.8	-0.0748	6.76

第 3 表

適用区分 工種区分	対象額	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34

第 4 表

適用区分 工種区分	対象額	3 億円以下	3 億円を超え 50 億円以下		50 億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88

(3) 算定式

$$Kr = A \cdot P^b$$

ただし Kr : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額(円)

A・b : 変数値

(注) 1. Kr の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

2-2 運搬費

(1) 運搬費の積算

運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 建設機械器具の運搬等に要する費用

- (イ) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- (ロ) 仮設材（鋼矢板，H 形鋼，覆工板，敷鉄板等）の運搬
- (ハ) 重建設機械の分解，組立及び輸送に要する費用
- (ニ) 質量 20t 未満の建設機械の搬入，搬出及び現場内小運搬
- (ホ) 器材等の搬入，搬出及び現場内小運搬
ただし，支給品及び現場発生品については，積上げ積算し，直接工事費に計上するものとする。
- (ヘ) 建設機械の自走による運搬
- (ト) 建設機械等の日々回送に要する費用
- (チ) 質量 20t 以上の建設機械の現場内小運搬

2) 鋼桁，門扉等工場製作品の運搬（直接工事費に計上）

3) 1)～2)に掲げるもののほか，工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用

4) 建設機械等の運搬基地

運搬基地は，建設機械等の所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。

(2) 積算方法

1) 共通仮設費に計上される運搬費

(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費

- a. 質量 20t 未満の建設機械の搬入，搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む）
- b. 器材等（型枠材，支保材，足場材，敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く），橋梁ベント，橋梁架設用タワー，橋梁用架設桁設備，排砂管，トレミー管，トンネル用スライディングセントル等）の搬入，搬出及び現場内小運搬
- c. 建設機械の自走による運搬（トラッククレーンラチスジブ型 25t 吊及び油圧伸縮ジブ型 80t 以上は，積み上げるものとする。）
- d. 建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用
- e. 質量 20t 以上の建設機械の現場内小運搬
ただし，特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。
- f. 上記(1)，1)，(ハ)の中で，トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70t 吊）の分解，組立及び輸送に要する費用

(ロ) 積上げ項目による運搬費

- a. 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
ただし，建設機械の日々回送の場合は，共通仮設費率に含む。
- b. 仮設材（鋼矢板，H 形鋼，覆工板，敷鉄板等）
ただし，敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。
- c. 重建設機械の分解，組立及び輸送に要する費用
ただし，トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70t 吊）は除く。
- d. 賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 80t 吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 35t 吊以上）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料
- e. 上記以外の質量 20t 以上の建設機械の損料適用機械の運搬中の本体損料

2) 直接工事費に計上される運搬費

- a. 鋼桁，門扉，工場製作品の運搬
- b. 支給品及び現場発生品の運搬

(3) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

質量 20t 以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車両 1 台ごとに次式により行うものとする。

$$U_k = [A1 \cdot (1 + C1 + C4) + A2 \cdot C2 + A3 \cdot C3 + B] \cdot D + M + K \text{ (または } K' \text{)}$$

ただし U_k : 貨物自動車による運搬費

A1 : 基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。発地・着地で運輸局が異なる場合は、発注機関の存在する運輸局を適用する。

また、基本運賃料金の 10% の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。

A2 : 悪路割増区間基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。

A3 : 冬期割増区間基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。

B : 諸料金

a. 地区割増料

貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限る）又は、住民基本台帳に基づく人口が 50 万人以上の都市の場合には、各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」の地区割増料を加算する。

ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ加算する。

b. 車両割増料……………適用しない。

C1～C4 : 運賃割増率（表 3.1）

C1 : 特大品割増

C2 : 悪路割増

C3 : 冬期割増

C4 : 深夜早朝割増

D : 運搬車両の台数

1 を代入する。

M : その他の諸料金

1) 組立、解体に要する費用

重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。

2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

a. 荷役機械使用料

b. 自動車航送船使用料

c. 有料道路利用料

d. その他

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料（円）

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料（円）

運搬される建設機械（被運搬建設機械）の運搬中の賃料又は損料を計上する。

積算方法は、「1）運搬される建設機械の運搬中の賃料および損料」による。

* 建設機械運搬方法等は表 3.2 による。

* 端数処理

輸送費（基本運賃料金×運賃割増率）及び諸料金（B）は、各々端数処理計算し、その金額が 10,000 円未満の場合は 100 円未満を 100 円に、10,000 円以上の場合は 500 円未満を 500 円に、500 円を超え、1,000 円未満の端数は、1,000 円にそれぞれ切上げる。

表 3.1 運賃割増率

割増項目	適用範囲		割増率	
特大品割増 (C1)	建設機械類	使用車両積載トン数 15t 未満	6 割増	
		使用車両積載トン数 15t 以上	7 割増	
	鋼橋、水閘門等 (注) 3	単体の長 (m)	単体の質量 (t)	—
		12 ≤ L < 15	1 ≤ G < 15	8 割増
		15 ≤ L < 20	—	10 割増
20 ≤ L	15 ≤ G	12 割増		
悪路割増 (C2)	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に 限る。		3 割増	

冬期割増 (C3)	冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率		割増率
	地域	期間	
北海道	北海道	自 11 月 16 日 至 4 月 15 日	2 割増
	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井 県、鳥取県、島根県の全域	自 12 月 1 日 至 3 月 31 日	
	岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、 上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、 喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県の うち、高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡		

深夜割増 (C4)	運搬時間を「22～5 時」に指定する場合。	3 割増
--------------	-----------------------	------

- (注) 1. 鋼橋の輸送については「第 IV 編 第 7 章 1)鋼橋製作工」，水閘門については「機械設備積算基
準 (案)」により別途計上するものとし，その他については上記運搬費で計上するものとする。
2. 誘導車，誘導員の費用は特大品割増に含む。
3. 特大品割増 (C1) で単体の長さ質量ともに該当する場合は，いずれか大きい方の率とする。
4. 橋梁ベント，橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。

1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) および損料 (K')

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料 = 運搬される機械の日当り賃料 (円) × 運搬に要する日数 (日)

$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の日当り賃料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$

運搬中の損料 = 運搬される機械の供用日当り損料 (円) × 運搬に要する日数 (日)

$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用日当り損料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$

L : 運搬距離 (km) 基地から現場までの片道距離とする。

輸送速度 : (30km/h)

- (注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第 2 位を四捨五入し，小数第 1 位止めとす
る。
2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお，トラックによる輸送
は，時速 30km/h を標準とする。

表 3.2 建設機械運搬方法

機械名	規格	自走		車載		備考
		速度 (km/h)	労務	車種	機械 質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00	
除雪ドーザ (クローラ型) (普通)	21t			R	21.90	
スタビライザ (路床改良用)	深 1.2m 幅 2.0m			R	23.50	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 925mm 幅 450mm			R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅵ・Ⅶ・Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw 型用			R	37.90	

(注) 1. 車載の R はトレーラである。

2. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

(4) 仮設材（鋼矢板，H 形鋼，覆工板，敷鉄板等）の運搬

1) 仮設材（鋼矢板，H 形鋼，覆工板，敷鉄板等）の運搬費用

仮設材の運搬は次式により行うものとする。

$$U = [E \cdot (1 + F1 + F2)] \cdot G + H$$

ただし U：仮設材の運搬費

E：基本運賃（円/t）

下表によるものとする。

なお，運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また，運賃は下表に掲げてある基本運賃に，必要に応じ冬期割増及び深夜・早朝割増を行うものとし，車両留置料，長大品割増，休日割増，特別割引は適用しない。

基本運賃表

(単位：円/t)

距離	製品長	12m 以内		12m 超～15m 以内		15m 超	
10km まで		2,400	(2,070)	2,540	(2,540)	2,970	(2,950)
20 "		2,500	(2,200)	2,750	(2,700)	3,250	(3,220)
30 "		2,700	(2,450)	2,750	(2,700)	3,500	(3,460)
40 "		2,850	(2,690)	3,000	(2,940)	3,670	(3,670)
50 "		3,100	(2,940)	3,300	(3,220)	3,950	(3,920)
60 "		3,270	(3,150)	3,750	(3,550)	4,150	(4,150)
70 "		3,590	(3,380)	3,970	(3,820)	4,380	(4,380)
80 "		3,780	(3,610)	4,210	(4,150)	4,610	(4,610)
90 "		3,920	(3,830)	4,390	(4,390)	4,840	(4,840)
100 "		4,090	(4,060)	4,640	(4,540)	5,050	(5,050)
110 "		4,290	(4,250)	4,760	(4,670)	5,260	(5,260)
120 "		4,490	(4,270)	4,940	(4,820)	5,470	(5,460)
130 "		4,680	(4,550)	5,110	(4,960)	5,660	(5,630)
140 "		4,870	(4,550)	5,290	(5,120)	5,820	(5,820)
150 "		5,070	(4,830)	5,550	(5,330)	6,030	(6,030)
160 "		5,350	(4,830)	5,800	(5,500)	6,210	(6,210)
170 "		5,470	(5,110)	5,970	(5,650)	6,390	(6,390)
180 "		5,590	(5,200)	6,020	(5,860)	6,560	(6,560)
190 "		5,760	(5,400)	6,040	(6,050)	6,760	(6,740)
200 "		5,980	(5,600)	6,230	(6,270)	6,940	(6,910)
200km を超え 500km まで 20km までを増すごとに		275	(280)	300	(350)	350	(400)
500km を超え 50km までを増すごとに		573	(600)	600	(700)	800	(826)

(注) 1. 北海道・東北・北陸・中国・四国・九州の 6 地方整備局管内は () 内の運賃を適用する。

発地・着地で地方整備局が異なる場合は，発注機関の存在する整備局を適用する。

2. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

F1～F2：運賃割増率

F1：冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11 月 16 日 至 4 月 15 日	2 割
青森県，秋田県，山形県，新潟県，長野県，富山県，石川県，福井県，鳥取県，島根県の全域	自 12 月 1 日 至 3 月 31 日	
岩手県のうち北上市，久慈市，遠野市，二戸市，九戸郡，二戸郡，上閉伊郡，下閉伊郡，岩手郡，和賀郡，福島県のうち会津若松市，喜多方市，南会津郡，北会津郡，耶麻郡，大沼郡，河沼郡，岐阜県のうち高山市，大野郡，吉城郡，益田郡，郡上郡		

F2：深夜・早朝割増

午後 10 時から午前 5 時まで	3 割
-------------------	-----

G：運搬質量 (t)

H：その他の諸料金 (円)

その他，下記事項の料金を必要により計上する。

- a. 有料道路使用料
- b. 自動車航送船利用料
- c. その他

* 端数の処理

運賃及び料金は当該輸送トン数ごとに計算し，当該運賃又は料金の円未満の金額については切捨てる。

2) 仮設材（鋼矢板，H 形鋼，覆工板，敷鉄板等）の積込み，取卸しに要する費用

仮設材（鋼矢板，H 形鋼，覆工板，敷鉄板等）の積込み・取卸し費

場所	作業	費用 (円/t)		
基地	積込み	750	1,500	3,000
現場	取卸し	750		
	積込み	750	1,500	
基地	取卸し	750		

(注) 1. 橋梁ベント，橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。

2. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

(5) 重建設機械分解・組立

1) 適用範囲

本資料は、工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立及び輸送に適用し、適用する建設機械は次表を標準とする。

表 5.1 適用建設機械

機械区分	適用建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ (リッパ装置付を含む) 普通 21t 級以上～63t 級以下 湿地 20t 級以上～28t 級以下
バックホウ系	バックホウ 山積 1.0m ³ 以上～2.1m ³ 以下 (平積 0.7m ³ 以上～1.5m ³ 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック (平積 0.4m ³ 以上～0.6m ³ 以下)
クローラクレーン系	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊り能力 16t 以上～300t 以下 クラムシェル 〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕 平積 0.6m ³ 以上～3.0m ³ 以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55t 吊〕
トラッククレーン	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊り能力 80t 以上～500t 以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ (防音カバー装置除く) 油圧ハンマ アースオーガ (二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t 以上～150t 以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径 2,000mm 以下 オールケーシング掘削機〔据置式〕 掘削径 2,000mm 以下
地盤改良機械	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 (付属機器除く) 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20t 以上～170t 以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ 機械質量 20t 以上～60t 以下
連続地中壁用機械	地下連続壁施工機〔回転水平多軸・クローラ式〕 壁厚 1,200～2,400mm 壁厚 650～1,500mm クローラ式アースオーガ〔三軸式・直結 3 点支持式〕 オーガ出力 90kW

2) 施工歩掛

(イ) 使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 5.2 クレーンの規格選定

機械区分	規格	分解組立用クレーン	
		名称	規格
ブルドーザ バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) 地盤改良機械 トンネル用機械	表 5.1 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 1 次基準値)	25t 吊
クローラクレーン系	35t 吊以下 (クラムシエル平積 0.6m ³ 含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 1 次基準値)	25t 吊
	80t 吊以下 (クラムシエル平積 2.0m ³ 以下含む)		50t 吊
	150t 吊以下 (クラムシエル平積 3.0m ³ 以下含む)		
	300t 吊以下		
トラッククレーン	表 5.1 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 1 次基準値)	50t 吊
クローラ式杭打機	質量 60t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 1 次基準値)	25t 吊
	質量 100t 以下		
	質量 150t 以下		
オールケーシング掘削機 〔据置式〕	表 5.1 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型	60～65t 吊
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	表 5.1 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型	45t 吊
連続地中壁用機械 〔クローラ式アースオーガ〕	表 5.1 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型	50t 吊

(注) 1. 現場条件等により、上表により難しい場合は別途選定することが出来る。

2. ラフテレーンクレーン、トラッククレーンは賃料とする。

3. 連続地中壁用機械クローラ式アースオーガの分解組立用クレーン「クローラクレーン」は賃料とし、機械運転単価は「第 II 編 第 2 章 9) 連続地中壁工 (柱列式)」による。

(ロ) 歩掛

分解・組立 1 台 1 回当り歩掛は、次表を標準とする。

表 5.3 歩掛

機械区分	規格区分	機械質量 区分	労務歩掛 特殊作業員(人) [分解+組立]	クレーン運転 歩掛(日) [分解+組立]	運搬費 等率 (%)	諸雑 費率 (%)
ブルドーザ	21t 級以下	—	1.5	1.5	191	3
	44t 級以下	—	2.5	2.5	184	3
	63t 級以下	—	3.8	3.8	188	3
バックホウ系	山積 1.4m ³ 以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4m ³ 以上 0.6m ³ 以下含む	—	2.7	1.6	297	3
	山積 2.1m ³ 以下	—	3.8	2.3	294	3
クローラクレーン系	35t 吊以下 クラムシェル 平積 0.6m ³ 含む	—	3.3	1.1	348	5
	80t 吊以下 クラムシェル 平積 2.0m ³ 以下含む	—	5.0	1.7	354	5
	150t 吊以下 クラムシェル 平積 3.0m ³ 以下含む	—	12.5	4.2	258	3
	300t 吊以下	—	21.9	7.3	258	3
トラッククレーン	120t 吊以下	—	2.2	1.5	667	3
	160t 吊以下	—	3.5	2.4	673	3
	360t 吊以下	—	4.8	3.2	673	3
	500t 吊以下	—	8.3	5.5	683	3
クローラ式杭打機	—	60t 以下	7.6	2.4	200	3
	—	100t 以下	13.1	4.1	200	3
	—	150t 以下	19.1	6.0	200	3
オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	—	3.9	3.4	466	5
オールケーシング掘削機 〔据置式〕	—	—	4.9	11.9 (h)	448	4
地盤改良機械	—	60t 以下	17.8	6.9	104	3
	—	120t 以下	48.8	18.9	104	3
	—	170t 以下	65.1	25.3	104	3
トンネル用機械	—	—	9.0	1.8	357	7
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	—	—	54.4	9.5	134	4
連続地中壁用機械 〔クローラ式アースオーガ〕	—	—	27.7	6.0	147	2

(注) 1. 上記歩掛は、分解・組立の合計であり、内訳は分解 50%、組立 50%である。

2. 本歩掛には標準的作業に必要な装備品・専用部品は含まれている。
3. 運搬費等は、諸雑費（ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油）、トラック及びトレーラによる運搬費〔往復〕（誘導車、誘導員含む）、賃料・損料費（自走による本体の賃料・損料、賃料適用機械（クローラクレーン系、トラッククレーン）の運搬中本体賃料および分解・組立時本体賃料）であり、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。

ただし、損料適用機械（クローラクレーン系、トラッククレーン以外）の運搬中本体損料は運搬費等に含まれていないため、運搬中の損料を計上すること。

運搬される重建設機械の運搬中の損料は次式により計上する。

運搬中の損料＝運搬される機械の供用日当り損料（円）×運搬に要する日数（日）

＝運搬される建設機械の運搬中の供用日当り損料（円）×L/（輸送速度×8）

L：運搬距離（km）基地から現場までの片道距離とする。

輸送速度：（30km/h）

4. 諸雑費は、ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油の費用であり、分解・組立のみを計上する際に適用し、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。なお、諸雑費を適用する場合、本体が賃料適用機械については、別途分解・組立時の賃料を計上すること。

3) 単価表

(1) 重建設機械分解組立輸送 1 回当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
特殊作業員		人		表 5.3
分解組立用クレーン		日 (h)		表 5.2, 5.3
運搬費等		式	1	表 5.3
諸雑費		〃	1	
計 【S8115】				

(2) 重建設機械分解組立 1 回当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
特殊作業員		人		表 5.3
分解組立用クレーン		日 (h)		表 5.2, 5.3
諸雑費		式	1	表 5.3
計 【S8117】				

2-3 準備費

(1) 準備費の積算

準備費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 準備及び後片付けに要する費用

- (イ) 着手時の準備費用
- (ロ) 施工期間中における準備、後片付け費用
- (ハ) 完成時の後片付け費用

2) 調査・測量、丁張等に要する費用

- (イ) 工事着手前の基準測量等の費用
- (ロ) 縦、横断面図の照査等の費用
- (ハ) 用地幅杭等の仮移設等の費用
- (ニ) 丁張の設置等の費用

3) 準備として行う伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む）

- 4) 1)から 3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な準備に要する費用。ただし伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等を工事現場外に搬出する運搬及び処分に関する費用については、準備費の中で積上げ計上する。

5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、安全費に積上げ計上する。

(2) 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の 1), 2), 3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の 4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

2-4 事業損失防止施設費

(1) 事業損失防止施設費の積算

事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用
- 2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

(2) 積算方法

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

2-5 安全費

(1) 安全費の積算

安全費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 交通管理に要する費用
- 2) 安全施設等に要する費用
- 3) 安全管理等に要する費用
- 4) 1)～3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

(2) 積算方法

安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。

1. 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
2. 不稼働日の保安要員等の費用
3. 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
4. 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く）
5. 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
6. 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用
7. 酸素欠乏症の予防に要する費用
8. 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。）
9. 安全用品等の費用
10. 安全委員会等に要する費用

上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

1. 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用
2. 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用
3. バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第 9 章「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による）
4. 高圧作業の予防に要する費用
5. 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
6. ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用
7. トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
8. その他、現場条件等により積み上げを要する費用

1) 交通誘導警備員の積算

現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員，作業時間帯，期間を計上する。

表 2.1 交通誘導員の計上区分

区分	現場条件	計算式	
		交通誘導警備員 A	交通誘導警備員 B
1	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$
2	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$
3	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 8 時間 (交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$
4	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9 時間 (交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$
5	24 時間勤務 実働 22 時間 (交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$
6	24 時間勤務 実働 24 時間 (交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$

- (注) 1. A : 交通誘導警備員単価 N : 配置人員
 2. 日曜，祝祭日等の休日割増は適用しない。
 3. 区分 3，4 の夜間割増し係数は，1.5 とする。
 4. 区分 5，6 は 2 交替制勤務とする。
 5. 交替要員有りは，休憩，休息时间についても交通誘導を行う場合に適用する。
 6. 作業時間帯等が異なる場合は，別途積算するものとする。
 7. 交通誘導警備員単価は 10 円単位とし，10 円未満は切り捨てる。

2) 呼吸用保護具の積算

トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として，1 工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。

$$\text{呼吸用保護具等費用} = 1,370,000 + \text{総労務費} \times 0.7\% \text{ (円)}$$

なお，総労務費とは，1 工事当りのトンネル世話役，トンネル特殊工，トンネル作業員の労務費合計額とする。

2-6 役務費

(1) 役務費の積算

役務費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 土地の借上げ等に要する費用
- 2) 電力、用水等の基本料
- 3) 電力設備用工事負担金

(2) 役務費の積算

役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

1) 借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

(イ) 宅地・宅地見込地及び農地 $A=B \times 0.06 \div 12$

(ロ) 林地及びその他の土地 $A=B \times 0.05 \div 12$

A：借地単価（円/m²/月）

B：土地価格（円/m²）

2) 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。

3) 電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

2-7 技術管理費

(1) 技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 品質管理のための試験等に要する費用
- 2) 出来形管理のための測量等に要する費用
- 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

(2) 積算方法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の 1), 2), 3)のうち下記項目とする。

1. 品質管理基準に記載されている項目に要する費用
2. 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
3. 工程管理のための資料の作成等に要する費用
4. 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用
5. 建設材料の品質記録保存に要する費用
6. コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
7. コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用
8. PC 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
9. トンネル工（NATM）の計測 A に要する費用
10. 塗装膜厚施工管理に要する費用
11. 溶接試験における放射線透過試験に要する費用
12. 施工管理で使用する OA 機器の費用
13. 品質証明に係る費用（品質証明費）

（平成 27 年 4 月 1 日以降）

12. 施工管理で使用する OA 機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）

上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

- (イ) 特殊な品質管理に要する費用
 - ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
 - ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験
- (ロ) 現場条件等により積上げを要する費用
 - ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用
 - ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測 B に要する費用
 - ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用
- (ハ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用
- (ニ) その他、前記イ、ロに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

2-8 営繕費

(1) 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 2) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 3) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 4) 労働者の輸送に要する費用
- 5) 上記 1), 2), 3)に係る土地・建物の借上げに要する費用
- 6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- 7) 1)～6)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

(2) 積算方法

営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の 1), 2), 3), 4), 5)及び6)の内以下の項目とする。

・コンクリートダム、フィルダム工事では、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去、維持・補修に要する費用を含む。

上記以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。

1) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用

監督員詰所及び火薬庫等の設置は工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。

イ. 監督員詰所

- ・設置撤去する場合 $E_k = A(500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$
- ・設置のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$
- ・撤去のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$
- ・損料のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M) + t \cdot M$

ただし、 E_k ：監督員詰所に係る営繕費

(E_k には、建物の設置・撤去・損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、下記 t の費用が含まれる。)

A：建物面積 (m²)

(建物面積は人員 2 名までは 25m² を標準とする。ただし、現場条件及び夜間作業を伴い宿泊施設を要する場合等により、詰所の規模は別途考慮することが出来る。)

M：月数（必要日数を 30 日で除し、小数第 2 位を四捨五入し、小数 1 位止めとする。）

t：次の項目に要する費用

- a. 備品（机、いす、黒板、温度計、書箱、時計、エアコン、消火器、湯沸器、ロッカー、応接セット）に要する費用
備品は損料として 13,800 円/月を計上する。
- b. その他、現場条件等により積上げを要する費用。

- (注) 1. 備品及び車庫を計上する場合は、特約事項又は特記仕様書に明示するものとする。
2. 上記の E_k については、電気、水道、ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。
3. 電気、水道、ガスに係る既設の供給管（線）と監督員詰所が離れている場合は、別途考慮することが出来る。
4. 監督員詰所の設置にあたり土地等の借上げが必要な場合は、別途考慮することが出来る。

ロ. 火薬庫類

(イ) 火薬庫類の計上区分

(a) 大規模工事 (1 工事の火薬使用量が, 20t 以上の工事)

表 2.1 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規格
火薬庫	2 級火薬庫 鋼製移動式 2t 庫 5.0m ²
火工品庫	鋼製移動式 1t 3.2m ²
取扱所	鋼製移動式 3.2m ²
火工所	組立テント式 1.9m ²

(注) 各都道府県等の条例, 現場条件等により現場に火薬庫を設置することが不相当と判断される場合は小規模工事に準ずる。

(b) 小規模工事 (大規模以外の工事)

表 2.2 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規格	適用
取扱所	鋼製移動式 3.2m ²	1 日の使用量が 25kg 以下の場合には計上しない。
火工所	組立テント式 1.9m ²	

(注) 交通不便な箇所において火薬庫を設置して火薬類を保管する必要があると判断される場合, 又は各都道府県等で条例, その他別途定められている場合においては必要に応じて火薬庫を計上するものとする。

(ロ) 火薬庫類の営繕損料

表 2.3 1 現場当り火薬庫類損料

火薬庫類等	規格	損料 (2 年以下一律) (円)
火薬庫	2 級火薬庫 鋼製移動式 2t 庫 5.0m ²	620,000
火工品庫	鋼製移動式 1t 3.2m ²	523,000
取扱所	鋼製移動式 3.2m ²	459,000
火工所	組立テント式 1.9m ²	54,000

(注) 1. 1 現場当りの使用期間が 2 年を超える場合は下記のとおりとする。

a. 2~4 年の場合は, 上表損料の 40%増とする。

b. 4 年を超える場合は, 火薬庫類の耐用年数を考慮して別途積算する。

2. 火薬庫類損料には, 火薬庫類の設置・撤去, 立入防止柵, 警報装置等の費用を含む。

(ハ) 保安管理費

火薬庫, 火工品庫を設置する工事にあたっては, 火薬類盗難防止の万全を期するため, 必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。ただし, 上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし, 次式により算定する。

保安管理費 = 火薬庫類設置期間 (月) × 30 日/月 × 普通作業員単価 (昼間単価)

(注) 火薬庫類設置期間は火薬を使用する工種の設計工程から求めるものとし, 0.5 ヶ月単位 (2 捨 3 入) とする。

(ニ) 火薬庫類の設置にあたり土地の借上げが必要な場合は別途計上することが出来る。

2) 現場事務所, 監督員詰所等の美装化, シャワーの設置, トイレの水洗化等に要する費用とし, 積算方法は第 9 章[土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算]による。

3) その他, 現場条件等により積上げを要する費用。

(3) 除雪工事で営繕費の補正を行う場合の共通仮設費率の補正

1) 除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費率の補正について

積算基準において、共通仮設費率に含まれる営繕費の項目は、「2-8 営繕費(2)積算方法」のとおりであるが、除雪工事においては、現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合がある。そのため、共通仮設費率に対して現場事務所、労働者宿舎、倉庫の設置・撤去・維持・補修の割引補正を行う必要がある。

2) 除雪工事において現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の算定方法

イ) 大都市の場合

共通仮設費 (率分) = 対象額 (P) × (除雪補正共通仮設費率 + 大都市補正共通仮設費率 - 共通仮設費率)

ロ) 大都市以外の場合

共通仮設費 (率分) = 対象額 (P) × (除雪工事補正共通仮設費率 + 施工地域・工事場所による補正率)

- ・ 対象額 (P) : 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費
- ・ 除雪補正共通仮設費率 : 共通仮設費率 (Kr) × 除雪工事補正係数 (Sr) (%)
- ・ 除雪工事補正係数 (Sr) : 現場事務所等を貸与する場合の割引補正係数
- ・ 大都市補正共通仮設費率 : 共通仮設費率 (Kr) × 大都市補正係数 (%)
- ・ 大都市補正係数 : (2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費の補正) の大都市を考慮した補正係数による
- ・ 施工地域・工事場所による補正率 : (2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費の補正) の施工地域・工事場所による補正率による (%)

なお、除雪工事補正共通仮設費率及び大都市補正共通仮設費率の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

表 3.1 除雪工事補正係数 (Sr)

区分		補正係数
宿舎のみ	使用の場合	0.95
事務所のみ	〃	〃
倉庫のみ	〃	〃
宿舎と事務所を	〃	0.90
宿舎と倉庫を	〃	〃
事務所と倉庫を	〃	〃
宿舎, 事務所, 倉庫を	〃	0.85

3. 現場管理費

(1) 現場管理費の項目及び内容

1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- イ. 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- ロ. 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ハ. 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- ニ. 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ホ. 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用

2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

3) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

4) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

5) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与
ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

6) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

8) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

9) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

10) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

11) 交際費

現場への来客等の応対に要する費用

12) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費

ただし、臨時にして巨額なものは除く。

13) 外注経費

工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費

14) 工事登録等に要する費用

工事実績等の登録に要する費用

15) 動力・用水光熱費

現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む。）

16) 雑費

1) から 15) までに属さない諸費用

(2) 現場管理費の算定

- 1) 現場管理費は別表第 1 (第 1 表～第 4 表) の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の (二)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

- 2) 2 種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。
- 3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(3) 現場管理費率の補正

現場管理費率の補正については、「1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正」、又は「1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」により補正を行うものとする。

1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間等を考慮して、別表第 1 の工種別現場管理費率標準値を 2% の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし重複する場合は、最高 2% とする。

イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

- a. 積雪寒冷地域の範囲……「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。

- b. 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。

施工時期	適用地域	備考
11 月 1 日～3 月 31 日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を 11 月中の降雪が 5 日以上あることとした。
12 月 1 日～3 月 31 日	上記以外の地域	

- c. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。
- d. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。

$$\text{補正值 (\%)} = \text{冬期率} \times \text{補正係数}$$

$$\text{冬期率} = \frac{\text{12 月 1 日～3 月 31 日 (11 月 1 日～3 月 31 日) までの工事期間}}{\text{工期}}$$

ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1 級地	1.80
2 級地	1.60
3 級地	1.40
4 級地	1.20

- (注) 1. 冬期率は小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。
2. 補正值は小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。
3. 施工地域が 2 つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

ロ) 緊急工事の場合

緊急工事は 2.0% の補正值を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第 9 条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第 10 条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正

イ) 大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第 1 (第 1 表, 第 2 表) の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市	鋼橋架設工事	1.2
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

(注) 施工地域区分は以下のとおりとする。

大都市：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京(23 区)、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。

DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km² 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

ロ) 施工地域区分が 2 つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が 2 つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した現場管理費率の補正を行うものとする。

3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表第 1 (第 1 表～第 4 表) の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。

なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正値 (%)
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

(注 1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地：施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。
DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km² 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。

(注 2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：1. 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
2. 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
3. 施工場所において、50m 以内に人家等が連なっている場合

(注 3) 施工地域区分が 2 つ以上となる場合の取扱い

工事場所において、地域区分が 2 つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

また、平成 27 年 4 月 1 日以降は、次の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は別表第 1 の現場管理費率標準値に次表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.1
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

4) その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

(4) 支給品の取扱い

- 1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。

- 1) 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。
- 2) 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似価格とする。
- 3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含めない。

(6) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区分	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費に含まれる処分費」に占める割合が 3%以下でかつ処分費等が 3 千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費に含まれる処分費」に占める割合が 3%を超える場合又は処分費等が 3 千万円を超える場合
共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の 3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は 3 千万円を上限とする。
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の 3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は 3 千万円を上限とする。
一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の 3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は 3 千万円を上限とする。

- (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
 2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。

(7) 現場管理費の計算

1) 施工時期、工事期間、大都市を考慮した計算

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times \{ (\text{現場管理費率標準値} \times \text{補正係数}) + \text{補正值} \}$$

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率標準値は、別表第 1（第 1 表、第 2 表）による。

補正係数は、(3) 2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、(3) 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

2) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times (\text{現場管理費標準値} + \text{補正值})$$

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸与機械等評価額

ただし、現場管理費率標準値は、別表第 1（第 1 表～第 4 表）による。

補正值は、(3) 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び (3) 3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸与機械等評価額

ただし、現場管理費率標準値は、別表第 1（第 1 表～第 4 表）による。

補正値は、(3) 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び (3) 3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

別表第 1 現場管理費率標準値（平成 27 年 4 月 1 日以降は（ ）の値）

第 1 表

対象額 適用区分 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
河川工事	38.13(42.02)	862.8(1,169.0)	-0.1979(-0.2110)	14.28(14.75)
河川・道路構造物工事	25.89(28.22)	40.0(52.6)	-0.0276(-0.0395)	22.58(23.20)
海岸工事	24.58(26.90)	78.3(104.0)	-0.0735(-0.0858)	17.07(17.57)
道路改良工事	29.53(32.73)	57.8(80.0)	-0.0426(-0.0567)	23.91(24.71)
鋼橋架設工事	36.07(39.06)	81.6(105.6)	-0.0518(-0.0631)	27.89(28.56)
PC 橋工事	27.79(30.09)	88.1(113.1)	-0.0732(-0.0840)	19.33(19.84)
舗装工事	36.27(39.39)	480.3(622.2)	-0.1639(-0.1751)	16.08(16.52)
砂防・地すべり等工事	40.98(44.58)	987.6(1,281.7)	-0.2019(-0.2131)	15.05(15.48)
公園工事	38.88(41.68)	293.3(366.3)	-0.1282(-0.1379)	20.58(21.03)
電線共同溝工事	53.77(58.82)	1,686.2(2,235.6)	-0.2186(-0.2308)	18.18(18.72)
情報ボックス工事	48.51(52.66)	1,214.2(1,570.0)	-0.2043(-0.2154)	17.60(18.08)

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが 20m 以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に 2%加算する。

第 2 表

対象額 適用区分 工種区分	200 万円以下	200 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	47.02(51.14)	264.7(316.8)	-0.1191(-0.1257)	29.51(31.27)
河川維持工事	38.42(41.28)	142.6(166.7)	-0.0904(-0.0962)	26.97(28.34)

第 3 表

対象額 適用区分 工種区分	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの	
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
		A	b		
共同溝等工事	(1)	45.93(48.95)	290.8(367.7)	-0.1145(-0.1251)	25.04(25.23)
	(2)	35.00(37.50)	85.9(110.6)	-0.0557(-0.0671)	26.06(26.28)
トンネル工事		41.15(43.96)	159.6(203.6)	-0.0841(-0.0951)	26.35(26.56)
下水道工事	(1)	30.29(33.46)	35.3(50.8)	-0.0095(-0.0259)	28.80(29.17)
	(2)	34.43(36.91)	166.3(213.5)	-0.0977(-0.1089)	20.52(20.73)
	(3)	29.71(31.58)	38.7(48.4)	-0.0164(-0.0265)	27.24(27.44)

第 4 表

適用区分 工種区分	対象額	3 億円以下	3 億円を超え 50 億円以下		50 億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		21.73 (22.60)	229.7 (301.3)	-0.1208 (-0.1327)	15.47 (15.56)
フィルダム		31.70 (33.08)	123.8 (166.5)	-0.0698 (-0.0828)	26.05 (26.20)

(8) 算定式

$Jo = A \cdot Np^b$ ただし、Jo：現場管理费率 (%)

Np：純工事費 (円)

A, b：変数値

(注) 1. Jo の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の (ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

3) 現場発生産品及び支給品運搬

1. 適用範囲

本資料は、現場発生産品・支給品運搬に適用する。

1-1 適用出来る範囲

- (1) 防護柵、コンクリート 2 次製品等の現場発生産品又は支給品の積込み、荷卸し及び指定箇所までの運搬

1-2 適用出来ない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 4t 積車を超える車種を使用する場合
 (2) 現場発生産品又は支給品以外の積込み、運搬
 (3) 自動車専用道路を利用する場合

2. 施工パッケージ

2-1 現場発生産品・支給品運搬【SPK14040207】

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 2.1 現場発生産品・支給品運搬 積算条件区分一覧

(積算単位：回)

トラック機種	片道運搬距離	1 回当たり平均積載質量
クレーン装置付 2t 積 2t 吊 (参考) 荷台長 L=3.0m 荷台幅 W=1.6m	(表 2.2)	0.1t 以下
		0.1t 超 0.2t 以下
		0.2t 超 0.3t 以下
		0.3t 超 0.5t 以下
		0.5t 超 0.8t 以下
		0.8t 超 1.1t 以下
		1.1t 超 1.5t 以下
		1.5t 超 2.0t 以下
クレーン装置付 4t 積 2.9t 吊 (参考) 荷台長 L=3.4m 荷台幅 W=2.0m	(表 2.2)	0.1t 以下
		0.1t 超 0.2t 以下
		0.2t 超 0.3t 以下
		0.3t 超 0.5t 以下
		0.5t 超 0.8t 以下
		0.8t 超 1.1t 以下
		1.1t 超 1.5t 以下
		1.5t 超 2.0t 以下
		2.0t 超 2.6t 以下
2.6t 超 2.95t 以下		

(注) 1. 上表は、構造物等撤去に伴う現場発生産材や防護柵、コンクリート二次製品等の現場発生産品又は支給品の積込み、指定箇所までの運搬、取卸し等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。

2. 運搬費は発生(又は支給)する工種毎に直接工事費として計上する。

表 2.2 片道運搬距離

積算条件	区分
片道運搬距離	2.0km 以下
	5.0km 以下
	9.0km 以下
	14.0km 以下
	20.0km 以下
	27.0km 以下
	35.0km 以下
	46.0km 以下
	60.0km 以下

(注) 運搬距離が 60km を超える場合は別途考慮する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 2.3 現場発生品・支給品運搬 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K1	トラック[クレーン装置付]2t 級 2.0t 吊	
		トラック[クレーン装置付]4t 級 2.9t 吊	
	K2	-	
	K3	-	
労務	R1	特殊運転手	
	R2	普通作業員	
	R3	-	
	R4	-	
材料	Z1	軽油 1.2 号 パトロール給油	
	Z2	-	
	Z3	-	
	Z4	-	
市場単価	S	-	